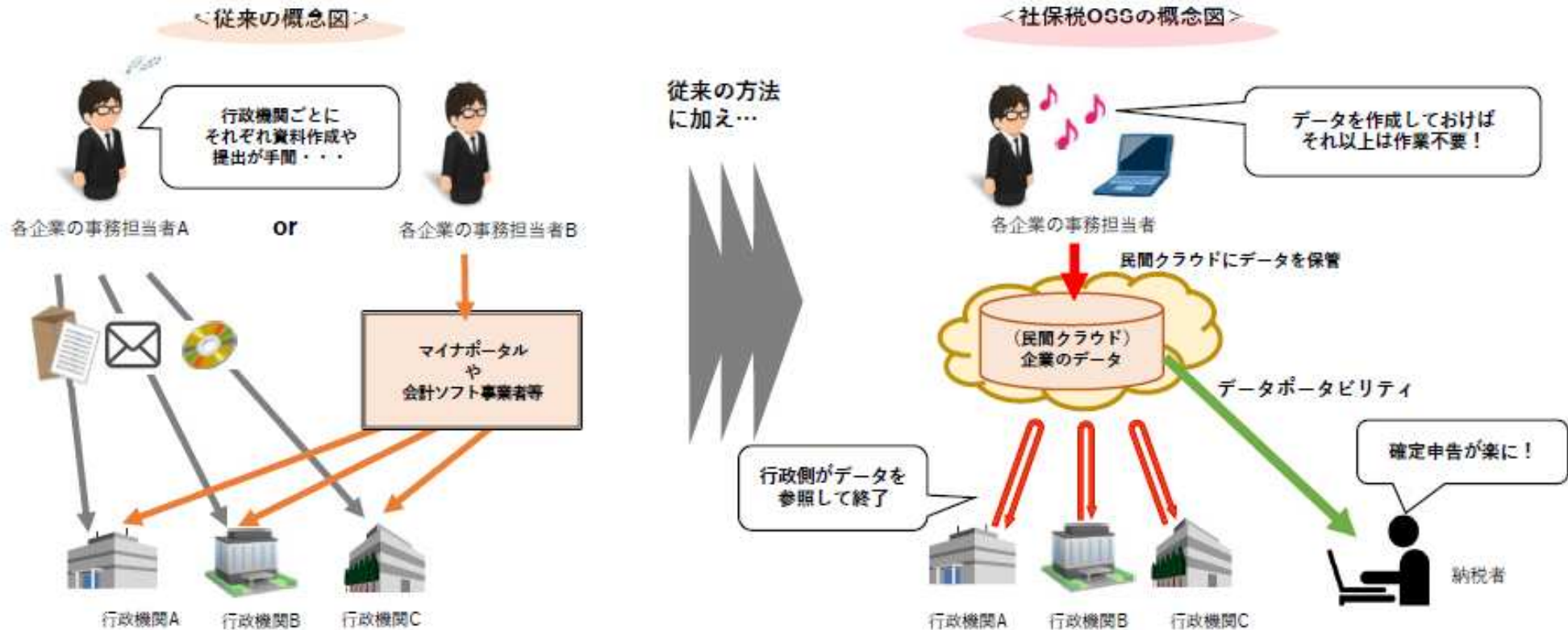


(第 1 回)マイナンバーの利活用拡大に向けたタスクフォース 国税庁資料

2022年11月9日 国税庁

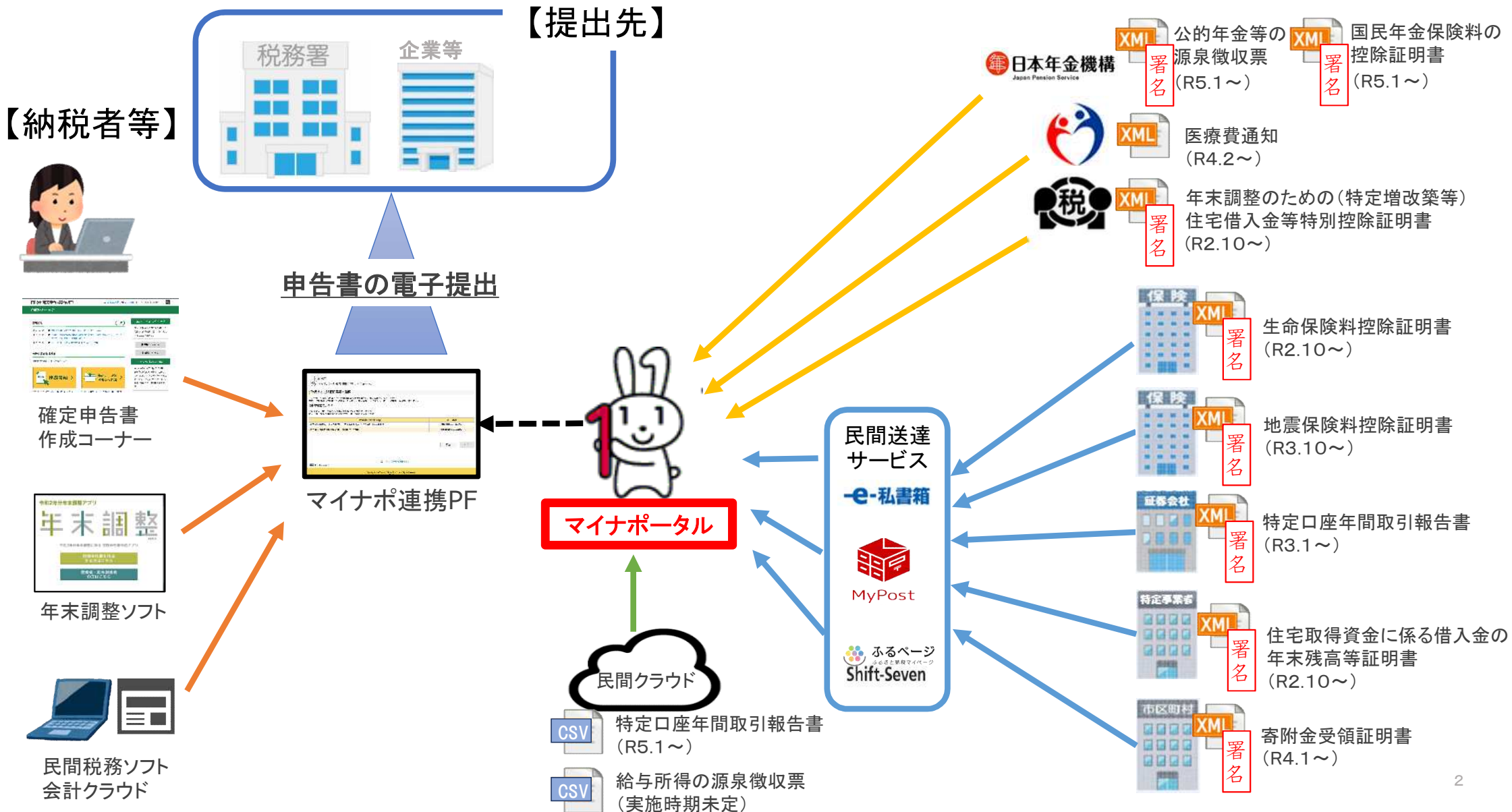
社保税OSSの全体像とデータポータリティ

- 「**社保税OSS**」とは、民間クラウドを活用して、企業が保有する情報（データ）に対し、各行政機関が参照できるようにすることにより、現在の提出に代える仕組み。**法定調書の手続について、令和4年1月より利用開始済み。**
- ※ 法定調書：国税に関する法律に基づき事業者等が税務署長に提出する支払に関する調書
- 「**社保税OSS**」の仕組みを活用して、**令和5年1月より**、企業によりクラウド提出されたデータについては、各個人（従業員やフリーランスの方々）が確定申告にて利活用する「**データポータリティ**」が可能となる予定。



マイナポータル連携の推進【現状】

- 国税庁においてはこれまで、官民の情報連携の基盤として、マイナポータル連携を推進してきた。
- 令和5年1月からは、1年分の医療費通知のほか、公的年金等の源泉徴収票と国民年金保険料の控除証明書が新たに連携対象として追加される予定。



あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能。

また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供（令和4年1月リリース）。

国・地方団体におけるデータ連携

○従来、国税と地方団体との間で「書面」により相互に提供を行ってきた情報について、マイナンバーや法人番号を含むデータの連携を行うことにより、国税及び地方団体双方の事務の効率化を推進。

○今後、更なる拡充を検討。

国税地方税連携により送受信している情報

国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成23年1月～）
- 法定調書※の国税庁から地方団体へのデータ送信（平成25年5月～）
※ 法定調書の種類
利子等の支払調書、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票
- 源泉徴収義務者情報の地方団体へのデータ送信（平成29年6月～）
- 法人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出の地方団体へのデータ送信（令和2年3月～）
- 法人税申告時に提出された財務諸表の地方団体へのデータ送信（令和2年4月～）
- 法人税情報（法人名簿情報・申告決議情報等）の地方団体へのデータ送信（令和2年11月～）

地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の地方団体から国税庁へのデータ送信（平成25年6月～）
- 地方団体で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継（平成29年1月～）